



平成 20 年 4 月 30 日

各 位

会社名 ニイウス コー株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 大野 健
(コード番号 2731 東証第 2 部)
問合せ先 執行役員副社長 CFO 沖本 普紀
(TEL : 03-5117-7100)

民事再生手続開始の申立てに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、子会社のニイウス株式会社と共に民事再生手続開始の申立てを行うことを決議し、東京地方裁判所に申立てを行い、同日受理されるとともに、保全命令処分及び監督命令が発令され、監督委員が選任されましたので、下記の通りお知らせいたします。

今後は、民事再生手続に従って、裁判所及び監督委員による監督の下、申立代理人の協力を得て、全社一丸となって当社事業の再建のために全力を尽くしてまいります。株主の皆さまには多大なるご迷惑とご心配をおかけする事態となり、誠に遺憾ではございますが、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 申立ての理由および背景

既にご案内の通り、当社は旧経営陣の下で平成 19 年 6 月期（決算訂正前）におきまして、医療事業からの全面撤退による損失、並びに金融サービス事業の立ち上がりの遅れに伴う減損損失により約 293 億円の特別損失を計上し、約 40 億円の債務超過となりました。この状況に対処するために、当社は昨年 11 月に、ロングリーチグループとフェニックス・キャピタルから合計 200 億円の増資と取引金融機関からの融資継続支援を獲得しました。

当該増資完了後、旧経営陣の総退陣と共にガバナンス体制を一新し、抜本的なコスト削減策や管理体制強化に向けた組織再編を実施し、早期の経営再建に向けて最大限努力をしております。これらの経営再建に向けた作業を通じ、過去において旧経営陣の下で不適切な取引が行われ

た可能性を認識するに至り、事実関係の徹底究明にむけて直ちに調査委員会を発足させ、不正取引調査の専門アドバイザーや公認会計士を含む外部アドバイザーを起用して、新事業計画策定の土台となる財務実態の把握に鋭意努力してまいりました（調査の結果については、このリリースと同時に別途発表している「調査委員会の調査結果概要と当社としての再発防止策について」をご参照下さい。）

旧経営陣の下で発生した不適切取引に関する調査およびその結果を厳密かつ正確に反映させた財務諸表の訂正を過去5期に亘って行った結果、誠に遺憾ながら、当中間期末の連結自己資本は278億円の債務超過という残念な結果となりました（その内容については、このリリースと同時に別途発表している「平成20年6月期 中間決算短信」をご参照下さい）。

当社は、事業再生に不可欠な財務基盤の構築に向けた施策として、メインバンクである三菱東京UFJ銀行をはじめとする取引先金融機関（全28行）との間で、「私的整理に関するガイドライン」に基づく手続の下で、デット・エクイティ・スワップ（DES）による資本増強を通じて当社事業の再生を図るというスキームにつき協議を重ねてまいりましたが、今般、一部の金融機関からの賛同が得られず、「私的整理に関するガイドライン」に基づく金融支援手続が急遽頓挫することとなりました。

当社は、信用が著しく損われ事業が毀損するという事態が予想されることとなったため、かかる事態を回避するとともに、これまで検討してまいりました「私的整理に関するガイドライン」による事業再生スキームをベースに、所要の修正を加えた新たな事業再生スキームを法的手続にのせて実現すべく、今般民事再生手続開始の申立をするに至った次第であります。

2. 負債の総額（平成20年4月30日現在）

(1) ニイウス コー株式会社 408億円

(2) ニイウス株式会社：732億円

金融機関に対する債務については、ニイウス コー株式会社およびニイウス株式会社の双方において連帯債務の関係にあるので、両社の債務額にはそれぞれ同額が計上されております。

3. 今後の見通し

今後は、裁判所及び監督委員の監督のもと、金融機関各位並びにお取引先各位等からのご協力を賜り、当社事業の円滑な遂行と事業の再建に向けて全力をつくす所存です。債権者の皆様への弁済額の極大化と当社に対する早期信用回復を図ることで、一日も早い当社事業の再生を目指し

ます。

4. 民事再生手続開始の申立てに伴う当社株式の取り扱いについて

当社は、東京証券取引所有価証券上場規程第 605 条第 1 項に規定する再建計画等の審査に係る申請については、行わない予定です。

(ご参考：申立の概要)

ニイウス コー株式会社

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| (1) 申立日 | 平成 20 年 4 月 30 日 |
| (2) 管轄裁判所 | 東京地方裁判所 |
| (3) 事件名 | 平成 20 年 (再) 第 103 号 再生手続き開始申立事件 |
| (4) 申立代理人 | 申立代理人弁護士 須藤 修 (すどうおさむ) 他 3 名 |

ニイウス株式会社

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| (1) 申立日 | 平成 20 年 4 月 30 日 |
| (2) 管轄裁判所 | 東京地方裁判所 |
| (3) 事件名 | 平成 20 年 (再) 第 104 号 再生手続き開始申立事件 |
| (4) 申立代理人 | 申立代理人弁護士 須藤 修 (すどうおさむ) 他 3 名 |

以上